

# 災害発生時の避難所開設方針等



令和8年5月

湧水町防災会議

## 1 目的

湧水町で予想される自然災害の種類や被害の程度、避難体制の整備状況を踏まえた避難所開設の方針及び感染症への対処方針について定めるもの。

## 2 湧水町における避難所開設の方針について

湧水町地域防災計画（一般災害対策編）「第2部第2章（避難体制の整備）」、「第3部第2章（避難の指示、誘導）」、「第3部第3章（避難所の運営）」及び湧水町避難所管理運営マニュアルによるほか、本方針による。

### (1) 予想される自然災害等

#### ア 災害の種類

区分	原因	被害の予想
河川等の 氾濫災害	・ 川内川の堤防決壊 ・ 支流の内水氾濫	・ 建物等の流出 ・ 浸水被害 ・ 道路交通網等の損壊 等
土砂災害	・ 前線停滞による降水 ・ 台風による降水	・ 急傾斜地の崩壊 ・ 地すべり ・ 土石流 等
地震災害	・ 南海トラフ等地震 (震度5強～6弱)	・ 建物損壊、火災 ・ 地すべり ・ がけ崩れ ・ ため池決壊等

#### イ 被害の程度

区分	内容
全域被害	・ 町全域にわたり被害が発生
地域被害	・ 主として吉松地域に被害が発生（地域被害（吉松地域）） ・ 主として栗野地域に被害が発生（地域被害（栗野地域））
地区被害	・ 16地区いずれかに被害が発生（地区被害（〇〇地区））

#### ウ 自然災害に至る被害の想定

##### (ア) 全域被害

- a 平成18年7月豪雨をはるかに凌ぐ降水により、川内川流域での堤防破壊や越流、内水排水機能（排水ポンプ）の故障又は停電に伴う機能喪失、多数の流木や阿波井堰の機能不良による再狭窄等で「栗野・吉松」の両地域に大規模な洪水被害及び土砂災害が広範囲で発生する場合を想定
- b 南海トラフ地震により、震度5強～6弱程度の揺れが生じた場合で「栗野・吉松」の両地域に大規模な地震被害が発生する場合を想定

(イ) 地域被害

- a 平成18年7月豪雨を凌ぐ降水により、川内川に流入する中小河川の越流、内水の排水機能の能力低下等で「栗野」又は「吉松」どちらか一方の地域に洪水被害及び土砂災害が発生する場合を想定
- b 県北部直下型地震により、震度5強程度の揺れが生じた場合で震源に近い「吉松」地域に地震被害が発生する場合を想定

(ウ) 地区被害

- a 局地的な大雨が降り続き「16地区」のいずれかに急傾斜地の崩壊等が発生する場合を想定
- b 大雨後のゆるんだ地盤に地震が重なり「16地区」のいずれかにがけ崩れや地すべり等が発生する場合を想定

**(2) 避難体制**

**ア 避難指示等の基準**

(ア) 避難指示等の発令

- a 防災気象情報等を十分把握し、危険と認められる場合は、躊躇なく住民等に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導を行う。
- b 避難指示等を発令する際は、居住者等が自らとるべき行動を直感的に理解しやすいものとするため、避難指示等に対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にして発令する。

この際、防災行政無線による伝達のほか、エリアメール、ホームページ、データ放送等の活用を努める。

(イ) 警戒レベルに応じた居住者等に求められる行動

別紙第1「避難行動総括表」参照

**イ 避難場所及び避難所の指定等**

(ア) 指定緊急避難場所の指定

被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時には、迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

(イ) 指定避難所等の指定

被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。また、指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。

(ウ) 避難場所及び避難所の指定状況

指定区分	保有数	内 訳	
		栗野地域	吉松地域
・ 指定緊急避難場所	21	12	9
・ 指定避難所	8	6	2

別紙第2「避難所の指定状況等」参照

## ウ 避難所の整備方針等

指定避難所となる施設は、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために換気、照明等の整備に努める。

また、感染症対策について、感染症患者や感染症の疑いがある者が発生した場合の対応を含め、必要な整備に努める。

### (ア) 指定避難所における必要な設備等

指定避難所において救護施設、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備を図る。

また、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、長時間対応可能な電源を確保するため、再生可能エネルギーの活用も含めた非常用発電機の整備に努める。

特に、学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による避難所設置期間の長期化に備えて、備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮する。

避難所における設備等の整備目標は、以下のとおり。

- |                                |                                       |                                    |
|--------------------------------|---------------------------------------|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 救護施設  | <input type="checkbox"/> 貯水槽、井戸、給水タンク | <input type="checkbox"/> 仮設トイレ     |
| <input type="checkbox"/> マット   | <input type="checkbox"/> 簡易ベッド        | <input type="checkbox"/> 非常用電源、発電機 |
| <input type="checkbox"/> ガス設備  | <input type="checkbox"/> 情報通信機器       | <input type="checkbox"/> 空調        |
| <input type="checkbox"/> 洋式トイレ | <input type="checkbox"/> 備蓄倉庫         | <input type="checkbox"/> テレビ・ラジオ 等 |

### (イ) 避難所における備蓄等

指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保して、携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、炊き出し用具やキッチン資機材、段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資の備蓄に努める。

この際、物資の備蓄は、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、必要な備蓄量を確保できるよう努め、物資の備蓄状況は、年1回を基準に住民へ公表する。

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。重視する備蓄品は、以下のとおり。

- |                                 |                                  |                                  |
|---------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 食料、飲料水 | <input type="checkbox"/> 常備薬     | <input type="checkbox"/> マスク、消毒液 |
| <input type="checkbox"/> 毛布     | <input type="checkbox"/> 簡易ベッド 等 |                                  |

## エ 避難所の開設運営に必要な保有資材の運用

別紙第3「保有資材等の運用」参照

### (3) 避難所開設の方針

町は、自然災害の発生を予期して、予防的避難が必要な場合や自然災害が現に発生した場合において、災害の種類や被害の程度に応じて、必要となる避難所等を柔軟に開設・運営する。

この際、命を守るための一時的な避難場所である指定緊急避難場所を複数開設するとともに、被害発生時は、生活再建に向けての拠点となる指定避難所を速やかに開設する等、地域住民と密接に連携にした基盤の設定に留意するとともに、避難所における過密抑制など感染症対策を確実にを行い、避難住民の安全確保に万全を期する。

#### ア 予防的避難が必要な場合の指定緊急避難場所の開設

台風や前線の停滞により、浸水被害等があらかじめ予想される場合は、災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所として、各地域に指定緊急避難場所を複数開設し、希望する住民等の受け入れを行う。

(ア) 行政が主体となり開設する指定緊急避難場所

##### a 高齢者等用（3施設）

栗野地域	吉松地域
栗野中央公民館 いきいきセンターくりの郷 (障害者対応用)	吉松保健センター  (予備：停車場地区コミュニティセンター)

##### b その他の住民用（2施設）

栗野地域	吉松地域
栗野中央公民館  (予備：栗野小学校体育館)	吉松中央公民館  (予備：吉松体育館2F)

(イ) 行政と住民が協力して開設する指定緊急避難場所

##### a 栗野地域（9施設）

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| ・ 幸田コミュニティセンター   | ・ 彦崎公民館          |
| ・ 北方コミュニティセンター   | ・ 田尾原集落センター      |
| ・ 二渡公民館          | ・ 上場地区農業構造改善センター |
| ・ 老竹地区コミュニティセンター | ・ 長谷地区林業集会センター   |
| ・ 坂元公民館          |                  |

##### b 吉松地域（7施設）

- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| ・ 鶴丸地区生活改善センター    | ・ 上中津川地区コミュニティ供用施設 |
| ・ 川添地区生活改善センター    | ・ 般若寺地区生活改善センター    |
| ・ コミュニティ防災センター    | ・ 下川西地区コミュニティ供用施設  |
| ・ 停車場地区コミュニティセンター |                    |

## イ 自然災害が現に発生した場合の指定避難所の開設

### (ア) 行政が主体となり開設する指定避難所

災害の種類や被害の程度に応じて、避難してきた被災者が、一定期間生活するための施設として、下記を基本計画として開設を準備する。

また、指定避難所となる施設は、必要に応じ良好な生活環境を確保するため保有する資材等を活用して、段階的に基盤の充実を図る。

区分	被害の程度		開設する指定避難所
河川 等 氾濫 災害	全域被害		・ 栗野中学校体育館
	地域被害	吉松地域	・ 吉松中央公民館又は停車場地区コミュニティセンター（予備：吉松小学校体育館） （※ 上記が使用不能時は、鹿児島刑務所武道館）
		栗野地域	・ 栗野中学校体育館 ・ 上場小学校体育館 ・ 轟小学校体育館 ・ 幸田地区体育館 の中から選定
土砂 災害	全域被害		・ 栗野中学校体育館又は吉松中央公民館 （予備：停車場地区コミュニティセンター）
	地域被害	吉松地域	・ 吉松中央公民館又は停車場地区コミュニティセンター （予備：吉松小学校体育館）
		栗野地域	・ 栗野中学校体育館 ・ 上場小学校体育館 ・ 轟小学校体育館 ・ 幸田地区体育館 の中から選定
	地区被害	〇〇地区	・ 地区の属する地域被害に同じ
地震 災害	全域被害		・ 使用可能な町内避難所又は町外避難施設等
	地域被害		

別紙第4「指定避難所レイアウト（一例）」

### (イ) 行政と住民が協力して開設する指定避難所

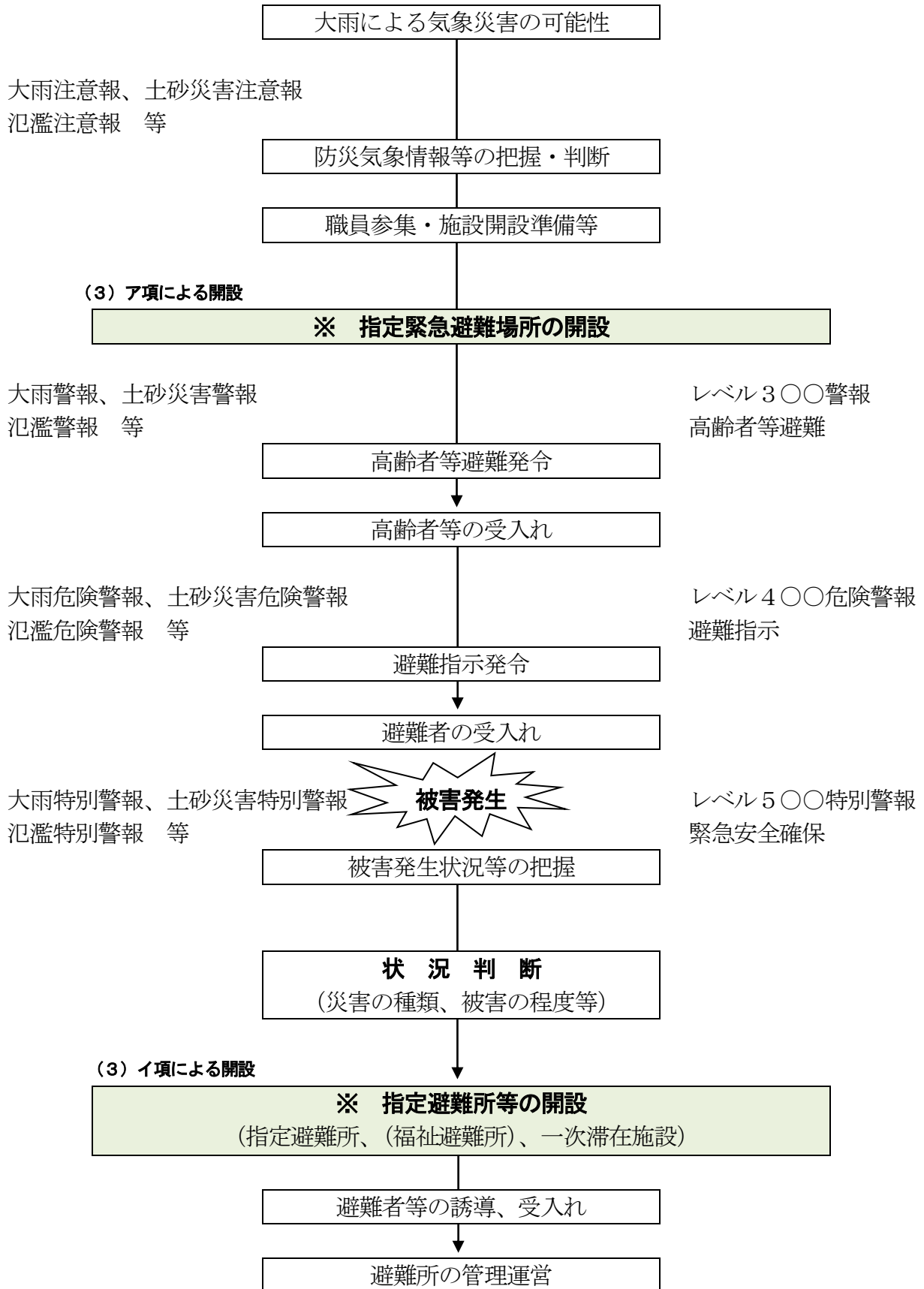
被害の状況により、各地区で管理する指定緊急避難場所（栗野地域9施設、吉松地域7施設）を指定避難所として運用する場合は、行政と住民が協力して開設する。また、届出避難所（自治会等が自主的に開設・運営する避難所等）の活用も検討する。細部は、当時の状況による。

避難所等開設の順次

防災気象情報

一般手順

避難情報



## ウ 避難所開設時の留意事項等

施設管理者等の協力を得て、以下の内容に留意して避難所を開設する。

なお、避難所開設後の運営は、湧水町地域防災計画（一般災害対策編）「第3部第3章（避難所の運営）」及び湧水町避難所管理運営マニュアルによる。

### （ア）避難所の開設

- a 避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認する。
- b 避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式で、県及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。
- c 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。
- d 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。  
ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。
- e 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。
- f 避難所が不足する場合は、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入れ施設を開設するほか、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。施設を開設した場合の保健福祉部及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置は、避難所の開設と同様とする。
- g 野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、県（保健福祉部）に調達を依頼する。
- h 野外受入れ施設は、一時的な施設であり、その開設期間は、原則として避難所が増設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

### （イ）福祉避難所の開設

- a 自宅や避難所で生活している高齢者や障害者等に対し、状況に応じ、介護などの必要なサービスを提供するため、社会福祉施設等への収容に努める。
- b 福祉避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式で、県及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。
- c 福祉避難所の開設にあたっては、事前に施設管理者等と役割分担について協議する。

また、平時より、要配慮者の現況を把握するとともに、町内事業者、社会福祉事務所等との連携確保に努める。

### （ウ）一時滞在施設等の確保等

県等と互いに協力して、一時滞在施設（（発災から72時間（原則3日間）程度まで、帰宅困難者等の受入を行う施設をいう。）及び帰宅支援ステーション（発災後、徒歩帰宅者の支援を行う施設をいう。））の確保等に努める。

この際、町は、公共交通機関の状況について、県から伝達された場合は、施設管理者に伝達するとともに、帰宅困難者に対して随時情報提供を行う。

また、自らが開設した一時滞在施設において、3日間を越える支援が必要な帰宅困難者については、施設管理者の要請に基づき、最寄りの指定避難所を案内する等の対応を実施する。

### 3 感染症への対処方針について

住民に感染症患者が発生した場合は、国・県の方針に基づき、感染症指定病院等での入院治療、県が用意する宿泊施設等での療養を迫及する。

この際、自然災害が同時に発生した場合の対応は、県の宿泊療養施設の利用を調整するが、調整不能時は、自宅療養を指示されている軽症者等を町公営住宅等又は指定する避難所で集中管理し、住民への感染拡大を防止（低減）するとともに、重篤化した患者は、感染症指定医療機関等の高度医療への速やかな接続を図る。

#### (1) 公営住宅等を使用する場合

##### ア 避難先の指定

公営住宅等の内、使用可能な空き家を避難先として指定する。

令和8年3月下旬現在の保有状況

栗野地域	吉松地域
31戸	23戸

##### イ 施設選定の留意事項

- (ア) 被害が想定されない安全区域内で、医療機関との連携が容易な住宅
- (イ) 家族単位での使用を考慮

#### (2) 指定避難所等を使用する場合

##### ア 避難先の指定

町内避難所の内、感染症指定避難所として複数の施設を指定する。

##### イ 施設選定の留意事項

- (ア) 被害が想定されない安全区域内で、医療機関との連携が容易な避難所
- (イ) 家族単位での使用又は、性別等を区分して開設
- (ウ) 可能な範囲で感染症の程度を考慮

#### (3) 避難所における避難者の過密抑制などの感染症対策

##### ア 事前の過密抑制対策

分散避難の検討	ソーシャルディスタンスの設定
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 親戚や友人の家等への避難</li><li>・ 可能な限り多くの避難所の開設</li><li>・ 自家用車の活用</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 休憩スペース等は、2m以上間隔を設定</li><li>・ ゾーニングや標示の設置による行動統制</li></ul>

##### イ 避難所内における3密（密閉・密集・密接）対策

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 窓の開放や扇風機の使用で、施設内の通気（1時間に1回程度）を実施（密閉対策）</li><li>・ 個室や間仕切り等の使用で専用スペースを確保（密集対策）</li><li>・ 間仕切り等の使用、レイアウトの設定により個人スペースを確保（密接対策）</li><li>・ トイレ等蝟集する可能性のある共用施設は、複数の手段を確保（密集・密接対策）</li></ul>
--

##### ウ その他の基本的な対策

<ul style="list-style-type: none"><li>・ マスクの装着</li><li>・ うがい、手洗い、咳エチケットの履行</li><li>・ 健康状態の継続的な確認及び管理が必要な避難者の症状等に応じた区分管理</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 体温計、室内履き等の持参、活用</li><li>・ 定期的な清掃消毒による施設内の衛生管理</li></ul>
---	---

## 避難行動総括表

5段階で整理した「住民が取るべき行動」と「行動を促す情報」を関連付けるもの			
警戒レベル	状 況	住民が取るべき行動	行動を促す情報
<b>5</b>	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保	<b>緊急安全確保</b> ※1
<警戒レベル4までに必ず避難！>			
<b>4</b>	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	<b>避難指示</b> ※1
<b>3</b>	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難 ※2	<b>高齢者等避難</b> ※1
<b>2</b>	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	氾濫、大雨、土砂災害、 高潮注意報 (気象庁)
<b>1</b>	今後気象状況 悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)
<b>備 考</b>	※1 警戒レベル相当情報のほか、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報等も参考に総合的に避難指示等の発令を判断する。 ※2 高齢者等以外の人にも必要に応じて、普段の行動を見合わせたり、自主的に避難する。		

## 避難所の指定状況等

栗野地域避難所名 (避難所リスト)	指定区分			災害想定				収容見積		広域避難	
	指定緊急避難場所	指定避難所	福祉避難所	地	水	土砂災害	火山噴火	通常運用時	感染症対策時	原子力事故災害	桜島等噴火災害
				震	害						
				凡例(判断基準) ○: 避難所等で使用 △: 状況により使用							
1 栗野保健センター (付紙第1)	●	●	(●)	○	△	○	○	34	21	□	□
2 いきいきセンターくりの郷 (付紙第2)	●	●	(●)	△	△	○	○	26	14		□
3 栗野小学校体育館 (付紙第3)	●			○	△	○	○	216	90	□	□
4 栗野中学校体育館 (付紙第4)		●		○	○	○	○	240	90	□	□
5 上場小学校体育館 (付紙第5)		●		○	○	○	△	126	48	□	□
6 轟小学校体育館 (付紙第6)		●		○	○	○	○	144	72	□	□
7 幸田コミュニティセンター (幸田地区体育館) (付紙第7)	●	●		○	○	○	○	22	10	□	
				○	○	○	○	126	48	□	□
8 彦崎公民館 (付紙第8)	●			○	○	○	○	31	16	□	
9 北方コミュニティセンター (付紙第9)	●			○	△	○	○	32	16	□	
10 田尾原集落センター (付紙第10)	●			○	○	○	○	24	12	□	
11 二渡公民館 (付紙第11)	●			○	○	○	○	18	9	□	
12 上場地区農業構造改善センター (付紙第12)	●			○	○	○	△	34	18	□	
13 老竹地区コミュニティセンター (付紙第13)	●			○	○	△	△	36	18	□	
14 長谷地区林業集会センター (付紙第14)	●			○	○	△	△	39	20	□	
15 坂元公民館 (付紙第15)	●			○	△	○	○	8	4	□	
16 栗野中央公民館 (付紙第16)	(●)			△	△	○	○	予備 (※受援施設のため)			
栗野地域合計 (●): 予備 ( ): 予備含む	12 (13)	6 (6)	0 (2)	-				1156 人	506 人	15 施設	7 施設

※ □: 広域避難で使用を予定する施設

避難所の指定状況等

吉松地域避難所名 (避難所リスト)	指定区分			災害想定				収容見積		広域避難	
	指定緊急避難場所	指定避難所	福祉避難所	地震	水害	土砂災害	火山噴火	通常運用時	感染症対策時	原子力事故災害	桜島等噴火災害
1 吉松保健センター (付紙第17)	●	●	(●)	○	△	○	○	34	22	□	□
2 吉松小学校体育館 (付紙第18)		(●)		○	△	○	○	135	90	□	□
3 吉松中央公民館 (付紙第19)	●	●		○	△	○	○	88	45	□	□
4 鶴丸地区生活改善センター (付紙第20)	●			○	○	○	○	24	12	□	
5 上中津川地区コミュニティ供用施設 (付紙第21)	●			○	○	○	△	28	14	□	
6 川添地区生活改善センター (付紙第22)	●			○	△	○	△	26	13	□	
7 般若寺地区生活改善センター (付紙第23)	●			○	○	○	○	24	12	□	
8 コミュニティ防災センター (付紙第24)	●			○	○	○	○	22	12	□	
9 下川西地区コミュニティ供用施設 (付紙第25)	●			○	○	○	○	20	10	□	
10 ※ 鹿児島刑務所武道館 (付紙第26)		(●)		○	○	○	△	80	40		
								(※1~3不能時計画)			
11 吉松中学校体育館 (付紙第27)		(●)		○	△	○	○	162	90	□	□
								(※広域避難のみ計画)			
12 吉松体育館 (付紙第28)	(●)			△	△	○	○	予備 (※受援施設のため)			
13 停車場地区コミュニティセンター (付紙第29)	●	●	(●)	○	○	○	○	55	25	□	
吉松地域合計 (●: 予備 ( ): 予備含む)	9 (10)	3 (6)	0 (2)	-				698 人	385 人	11 施設	4 施設
湧水町合計	21 (23)	9 (12)	0 (4)	-				1854 人	891 人	26 施設	11 施設

※ □: 広域避難で使用を予定する施設

【受援施設(支援部隊等の業務の基盤となる施設)】

施設名	活動拠点等						
	警察	消防	自衛隊	災害派遣医療チーム	自治体 応援職員	災害 ボランティア	支援物資等 集積拠点
栗野中央公民館	●		●				
栗野防災センター		●		●			
栗野体育館							●
吉松体育館							●
栗野庁舎					●	●	
吉松庁舎					●	●	